

ヒューマンネットながの上田ステーション
居宅介護等サービス事業重要事項説明書

令和7年12月1日現在

* 本説明書では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）「障害福祉サービス」における居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護を以下居宅介護等サービスとして説明します。

1 事業者の概要

名 称	ヒューマンネットながの
法 人 種 別	特定非営利活動法人
法 人 所 在 地	長野市鶴賀七瀬中町 211-15 ゆたかフレンズ 2F
電 話 番 号	026-268-0622
代 表 者 氏 名	挟間 孝
法人の沿革・特色	1998年5月、任意団体として発足。1999年8月、特定非営利活動法人として認証。身体障害を中心とする障害者の自立支援を主たる業務とする。以降、居宅介護等支援事業、地域生活支援事業、児童支援事業、グループホーム運営事業、生活介護事業、有償移送事業、相談支援事業、受託事業等を行う。
法人が所有する 営業所の種類・数	本部事務所1、長野ステーション1、上田ステーション1、共同生活援助（グループホーム）事業所「じょんのび」1、相談センター1、児童相談センター1、生活介護（デイサービス）事業所「りあん」1、児童支援センター（放課後等デイサービス）事業所「ひゅうまん」1、相談センター上田1、児童相談センター上田1

2 事業所の概要

事業所の名称	ヒューマンネットながの上田ステーション
事業所の所在地	長野県上田市材木町 1-9-15 小幡ビル 2F
事業所の電話番号	0268-29-0677
通常サービス 提供地域	上田市・東御市・小県郡長和町・小県郡青木村・埴科郡坂城町
サービス提供曜日・時間	年中無休 午前6時～翌日の午前6時
事業所番号	2010300966（平成30年2月1日指定）
事業の目的	「指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護」事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供することを目的とします。
事業所開設年月日	平成30年2月1日
運営方針	■ 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うこととします。 ■ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用

	者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ■ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ■ 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者総合支援法の事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施します。
自己評価の実施状況	月に2回の職員会議で評価検討
第三者評価の実施状況	無し
職員への研修の実施状況	■ 採用時研修 採用後3か月以内 ■ 継続研修 年2回

3 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管 理 者	1名（常勤兼務1名）	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	2名以上（常勤専従2名以上）	サービス提供責任者は、居宅介護等計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。
従 業 者	10名以上（常勤専従1名、非常勤専従9名以上、非常勤兼務1名以上）	従業者は、居宅介護等計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たります。
事 務 職 員	1名以上（非常勤兼務1名以上）	事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行います。

4 サービスの内容

居 宅 介 護	■ 身体介護に関する内容 ① 食事の介護 ② 排せつの介護 ③ 衣類着脱の介護 ④ 入浴の介護 ⑤ 身体の清拭、洗髪 ⑥ 通院等の介助（通院等のための乗車又は降車の介助として実施する通院等の介助を除く） ⑦ その他必要な身体の介護 ■ 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容 通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援 ■ 家事援助に関する内容 ① 調理 ② 衣類の洗濯、補修 ③ 住居等の掃除、整理整頓 ④ 生活必需品の買い物 ⑤ 関係機関との連絡 ⑥ その他必要な家事
---------	--

重 度 訪 問 介 護	■ 入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
同 行 援 護	■ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ■ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ■ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
行 動 援 護	■ 予防的対応 ① 初めての場所で何が起こるかわからない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること ② 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等をおこなうことなど ■ 制御的対応 ① 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること ② 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること ③ 本人の意思や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応 ■ 身体介護的対応
そ の 他	■ 生活等に関する相談、助言 ■ 外出時における移動の支援 ■ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

5 利用料金

1. 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受領させていただきます。
2. 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げるその指定居宅介護等に係る利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する額の支払いを受領させていただきます。
3. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収させていただきます。なお、事業者の自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収させていただきます。
 - ① 事業所から片道 2 キロメートル未満 200 円
 - ② 事業所から片道 2 キロメートル超過 1 キロメートル増す毎 100 円
4. 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。
5. 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付します。
6. その他の料金
 - ① 従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話、公共交通機関等の費用については、利用者にご負担いただきます。
 - ② 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

・ ご利用前日の 18：00 までにご連絡いただいた場合	<u>無料</u>
・ ご利用前日の 18：00 までにご連絡いただけない場合	<u>1,000 円</u>

6 支払方法

利用料金の支払は、1 ヶ月ごとに計算し翌々月 5 日までに請求いたしますので、翌々月 15 日までに支払ってください。

支払は、原則として八十二銀行の口座自動引落でお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金またはお振込みでお願いします。

7 サービスの利用方法

1. サービスの利用開始

- ①居宅介護等について支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明いたします。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個別支援計画を作成してサービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

2. サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し 30 日間の予告期間をおいて通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払を 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

3. 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②居宅介護等の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

8 損害賠償の範囲と補償

事業所は、サービスの実施に伴って、事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に備えて、賠償責任保険に加入します。保険金額の上限は下記のとおりです。

・ 損害額上限 200,000 千円

9 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 その他の補償

事業所はサービスの提供に伴って発生した事故に際して、次の範囲で補償及びお見舞金を支払います。

サービス中に発生した事故が原因によって生じた

- ・入通院（日数に応じて）5,000 円～20,000 円
- ・死亡・後遺症 上限 10,000 千円

11 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

--	--

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医 療 機 関 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
主 治 医 氏 名	

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

13 この契約に関する要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情・虐待防止等窓口

担 当 窓 口	ヒューマンネットながの上田ステーションご相談窓口（苦情・虐待防止）
担 当 者	内堀 都竹
電 話 番 号	0268-29-0677
受 付 時 間	午前 9 時～午後 6 時

当事業所以外に、上田市をはじめとする各市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担 当 部 署	上田市役所 福祉部障がい者支援課
電 話 番 号	0268-23-5158

